

令和6年4月15日

第3学年～第6学年 保護者 様

コミュニティ・スクール  
上尾市立上尾小学校  
校長 島 宗 央

きらきらタブレット（学習者用端末「Chromebook」）の利用についての  
貸出同意書の提出について

日ごろより、本校の教育活動に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、上尾市では、「あげお学びのイノベーション 推進プラン」に基づき、児童生徒に1人1台の学習者用端末を整備し、Society 5.0時代を生きる子供たちの資質・能力を、一層確実に育成するための教育の推進に取り組んでおります。

つきましては、希望する御家庭に「きらきらタブレット」を貸出しますので、裏面の「きらきらタブレット 家庭利用ガイドライン」をお子様と一緒によくお読みいただき、下記のとおり「貸出同意書」を提出くださいますようお願いいたします。

記

- 1 提出物 本紙裏面の貸出同意書（希望がある場合）
- 2 提出期限 令和6年4月22日（月）
- 3 提出先 各担任
- 4 その他
  - (1) 貸出しを行うにあたり、1年ごとに、希望するご家庭は「貸出同意書」を提出していただきます。希望しない場合、提出の必要はございません。
  - (2) 「現在、貸出しを希望し、持ち帰っているが、家庭で活用していない」という状況であれば、貸出しを希望する必要はありません。お子様と「現在の家庭での活用」について、ご確認をお願いいたします。
  - (3) 貸出し希望終了後は、速やかに「きらきらタブレット」「電源アダプタ」を学校に返却してください。
  - (4) 休業中も貸出し可能（春休みを除く）です。長期のご家庭での保管になるので、裏面のガイドラインに沿って、安全に活用、保管をお願いいたします。（「貸出同意書を提出するが、休業中は学校保管にしたい」といった場合は、貸出同意書で連絡してください。）
  - (5) 「家庭利用ガイドライン」を守ることができていないことを確認できた場合、学校にご連絡をお願いいたします。学校から指示があった場合、返却をお願いいたします。

# きらきらタブレット 家庭利用ガイドライン

保護者様用

上尾市立上尾小学校

- 1 目的 児童が、「きらきらタブレット」を家庭に持ち帰り、自宅での学習に正しく利用することができるようにする。
- 2 利用における注意事項
  - (1) 端末の回線接続は、御家庭で行ってください。
  - (2) 充電及び通信に係る費用は、御家庭の御負担となります。
  - (3) 破損・紛失・盗難に注意してください。破損等の不具合が生じた場合は、すぐに学校へ連絡してください。不注意での破損は、修理代を頂くことがございます。
  - (4) USB メモリ、HDD 等の外部装置・周辺機器の接続をしないでください。(マウス・イヤホンの接続は可能です。)
  - (5) 学習に関係のないサイトの閲覧・利用はしないでください。
  - (6) SNS への書き込み、写真・動画の配信、他人の ID の不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷 (SNS・掲示板への投稿) などは、絶対に行わないでください。
  - (7) 家庭において端末使用上のルールを定めて、健康に留意して使用してください。
  - (8) 家庭内で利用し、児童同士、保護者同士での貸し借りは行わないでください。
  - (9) 貸与期間が終了した場合や学校から返却の連絡があった場合は、速やかに返却してください。
  - (10) 「家庭利用ガイドライン」を守らない場合、貸し出しを停止します。
  - (11) 「学習用端末利用のルール (児童用配信版)」、「上尾小 タブレット端末 利用の約束～ギガあげしよう～」も参照願います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・切り取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 「きらきらタブレット」貸出同意書

上尾市立上尾小学校長 様

上記「きらきらタブレット 家庭利用ガイドライン」の内容に同意し、「きらきらタブレット」の貸与を希望します。

令和6年\_\_\_月\_\_\_日

上尾市立上尾小学校 \_\_\_年\_\_\_組\_\_\_番

児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

※児童名及び保護者名は、それぞれ本人  
が記入をしてください。